

宇都宮市高齢者にやさしい住環境整備事業

65歳以上で、介護保険の要支援以上に該当する高齢者のいる世帯に、日常生活を容易にするための既存住宅の改良に要する経費の一部を補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none">市内に住所を有する在宅の要援護高齢者^{※1}又は当該高齢者と生計を一つにする世帯の生計中心者^{※2}で、次に掲げる要件のいずれかに該当し、市税に滞納のない者、かつ、住宅の改良が必要であること。<ul style="list-style-type: none">(1) 生計中心者の前年の所得税が非課税。(2) 世帯構成員の前年の所得税額の合計額が16,200円以下。
※1 要援護高齢者とは、介護保険の要支援以上の認定を受けている65歳以上の人。	
※2 生計中心者とは、世帯の中で最も所得の高い人。	

対象工事	<ul style="list-style-type: none">要援護高齢者の日常生活を容易にするために、必要と認められる範囲の既存住宅の居室、浴室、トイレ、台所、玄関等の改良工事及び住居と外部との連絡通路の改良工事等。
※ 基本的には、介護保険の対象となる工事です。	
※ 増築や老朽化による改良工事は支給対象となりません。	

補助内容	<ul style="list-style-type: none">補助対象となる住宅の改良工事に要した経費の4分の3の額で、900,000円を限度とします。
※ 介護保険の対象となる部分については、介護保険を優先して利用し、それを超える場合に本補助制度利用となります。	
※ <u>改修工事着手後の申請は認められません。</u>	

★ お手続きの際は、事前に、高齢福祉課福祉サービスG（市役所本庁舎2階D8番窓口）までご相談下さい。

宇都宮市 保健福祉部
高齢福祉課 福祉サービスG
電話 632-2360

申請から補助金交付までの流れ

